

## 地域リハビリテーション協力機関登録要領

### 第1 概要

この要領は、北九州市地域リハビリテーション支援体制推進事業実施要綱第4条第2項の規定により登録する「地域リハビリテーション協力機関」（以下「協力機関」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 登録基準

次の1から3の全ての条件を満たす施設については、協力機関として登録することができる。

#### 1 人員及び施設関係

##### (1) 医療機関

特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）に基づく「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（以下「施設基準等」という。）に定める運動器リハビリテーション料（Ⅱ）に関する施設基準を満たすものとして、九州厚生局に届け出た医療機関で、協力機関業務を実施できる医療機関であること。

##### (2) 介護老人保健施設

地域におけるリハビリテーションの推進に取り組んでいる老人保健施設で、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）第2条第1項第5号の基準に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1人以上配置し、協力機関業務を実施できる介護老人保健施設であること。

##### (3) その他関係機関

医療や介護のサービスを提供する機関であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1人以上配置し、協力機関業務を実施できる機関であること。

#### 2 実績

地域リハビリテーションの理念についての十分な理解と、協力機関の業務を遂行するための体制を有するとともに、市が行う地域リハビリテーションの推進に熱意を有する施設であること。

#### 3 他機関との連携

地域包括支援センター等の行政機関、医療機関、介護サービス事業所等の関係機関と良好な連携関係にあり、地域リハビリテーションの推進にあたり、北九州市地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）と協力し、活動の展開ができると見込まれる施設であること。

### 第3 申請

協力機関の登録を希望する施設の開設者等（医療法もしくは介護保険法に基づく開設許可を受けた者又は介護保険法に基づく指定を受けた者。以下同じ）は申請書（医療機関は様式第1号、介護老人保健施設及びその他関係機関は様式第1号の2）を、市に提出するものとする。

### 第4 登録

市は、第2の登録基準を満たし、各地域の実情等に応じて協力機関として適当と認められる場合は、申請のあった施設の開設者等に対し、登録通知書（様式第2号）及びステッカーを交付する。ステッカーは、地域住民や関係者の目に入るところに掲示すること。

### 第5 登録期間

登録の期間は、登録の日から3年を超えない範囲で市が別に定める。

### 第6 登録内容の変更

協力機関に登録された施設の開設者等は、申請書の記載事項に変更があった場合は、申請事項変更届（様式第3号）を市に提出しなければならない。

### 第7 登録の辞退・取り消し

#### 1 辞退

協力機関として登録した施設の開設者等は、登録を辞退する場合、辞退届（様式第4号）を市に提出しなければならない。

#### 2 取り消し

市は、協力機関が第2の登録基準を満たさなくなった場合、又は運営において支障があると認めた場合は、登録を取り消すことができる。

この場合、登録取消通知書（様式第5号）を当該施設の開設者等に通知するものとする。

### 第8 協力機関の業務内容

#### 1 リハビリテーション専門職等の派遣協力

支援センター及び市からの依頼を受け、協力機関に所属するリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）等を、介護予防等地域活動の内容や要望に沿って派遣する。リハビリテーションの視点から、専門的な知識・技術を用い、自立支援に向けた効果的な取組みとなるよう支援を行う。

#### 2 リハビリテーションに関する啓発

リハビリテーションに対する地域住民や関係者の理解の促進を図るため、地域のイベントでの健康講座の開催等、リハビリテーションに関する啓発を行う。

### 3 支援センターとの情報共有

協力機関は地域活動の実動を担い、その情報を支援センターと共有する。また地域のニーズに応じた活動が展開できるよう、支援センターが開催する会議や研修会等に協力する。

### 4 区リハビリテーション連絡協議会への協力

区リハビリテーション連絡協議会が開催する研修会への参加や、運営への協力等を行う。

### 5 その他、地域リハビリテーションの推進に関すること

地域リハビリテーションの推進にあたり、リハビリテーションに関する知識や支援技術の向上を目的とした研修会等に積極的に参加するとともに、市が行う事業への協力を行う。

## 第9 秘密の保持

協力機関の業務に携わる者は、在職中及びその職を離れた後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。